

(第1回) 契約変更の内容 【最終】

契 約 変 更 年 月 日	令和 8年 3月18日
契 約 業 者 名	前田道路（株）北関東支店
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-195-1
工 事 の 名 称	R7国道17号上尾道路2期外環境整備工事
工 事 場 所	自) 埼玉県さいたま市西区宮前町 至) 埼玉県鴻巣市箕田
工 事 種 別	維持修繕工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 道路土工 2. 舗装工 3. 区画線工 4. 防草工 5. 応急処理工 6. 江川植生浄化施設工 7. 登戸地区機能補償工 8. 仮設工
工 期 (自)	令和 7年 7月18日
工 期 (至)	令和 8年 3月31日
変 更 前 の 契 約 金 額	220,000,000円(税込み)
変 更 金 額	+ 78,980,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	298,980,000円(税込み)
変 更 理 由	1. 道路土工 用地取得状況を踏まえ、掘削工（ICT）及び路床盛土工（ICT）を削除する。また、現地調査の結果、防草コンクリートを減工し、残土処理工を追加する。 2. 舗装工 現地調査の結果、ICT施工が可能となったことから、切削オーバーレイ工を削除し、切削オーバーレイ工（ICT）を追加し、薄層カラー舗装工を追加する。 3. 区画線工 現地調査の結果、上記の舗装工に伴い、区画線工を追加する。 4. 防草工 現地調査の結果、防草シート工を減工する。 5. 応急処理工 現地調査の結果、応急処理作業工を増工する。 6. 江川植生浄化施設工 関係機関協議の結果、江川地区において、道路排水浄化施設を早急に施工する必要が生じたため、江川植生浄化施設工を追加する。 7. 登戸地区機能補償工 関係機関協議の結果、井戸の機能補償を早急に実施する必要が生じたため、登戸地区機能保障工を追加する。 8. 仮設工 用地取得状況を踏まえ、工事用道路工を削除する。また、変更に伴い、交通管理工を数量精査（増）する。 9. 工期 上記追加に伴い、履行期間を12日間延長し、令和8年3月31日までとする。